

令和元年第4回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金) 午前9時30分から10時04分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	大沢 トモ子 君
3番	時田 宏 君	4番	川崎 良巳 君
5番	佐々木 一 榮 君	6番	高村 國昭 君
7番	中里 光明 君	8番	竹原 誠 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	鈴木 幸雄 君
11番	三浦 弘文 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	鳥谷部 甚一郎 君	15番	柏田 雅俊 君
16番	[欠員]	17番	鳥谷部 孝雄 君
18番	三浦 房雄 君	19番	中川原 隆雄 君

4. 欠席委員 (1人)

14番 北村 勉 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第3号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について

第4 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第20号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 舩 沢 実 君

事務局次長 赤 坂 和 浩 君

総務班長
主 幹

黒 沢 満 尋 君
川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和元年第4回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（舩沢） 本日、14番北村勉委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、6番 高村國昭委員と13番 鳥谷部甚一郎委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名いたします。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

8 番（竹原） 7月11日の青年等就農計画等審査会で、何名の方の審査だったのか。

事務局（黒沢） 今回の審査は●●名でした。

8 番（竹原） わかる範囲でいいのですが、現在この青年就農の資金を活用されている方は何名いるのか。

事務局（黒沢） ●●名ぐらいです。

8 番（竹原） はい、わかりました。

議 長（岩井） その他、意見や質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（岩井） 次に、日程第3、報告第3号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の1ページ報告第3号と参考資料の1ページをご覧ください。

五戸町農地移動適正化あっせん基準8の(1)の規定に基づき、別紙のあっせん申出があったので、同基準8の(7)及び同基準細則7の規定によりあっせん委員2名を指名してあっせんに付したのでご報告いたします。

農地の所在は、大字切谷内字大久木沢●●、地目は畑、面積は、●●㎡、8月2日に成立しております。

以上です。

議 長（岩井） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第3号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の担当調査委員は、8番、竹原誠委員と17番、鳥谷部孝雄委員です。調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

議長（岩井） 次に日程第4、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。

今月の農地法第3条許可申請は1議案6件です。

1番から3番は売買による所有権移転に関する件、4番から6番は贈与による所有権移転に関する件です。

1番から6番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大・効率化・農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して竹原誠委員から調査結果の報告をお願いいたします。

竹原誠調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の2ページ議案第15号と参考資料の3ページをご覧ください。
8月2日に、岩井会長と鳥谷部孝雄委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は知人を介しての紹介で、譲渡人が高齢であり、後継者も体調不良で今後管理が出来ないため申し出があり、譲受人へ所有する畑を売買するものであります。譲受人はニンニク

を栽培するそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は知人同士で、譲渡人が高齢で後継者もなく今後管理が出来ないため、譲受人へ所有する畑を売買するものであります。

譲受人は牧草地にするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は知人同士で、譲渡人は以前から譲受人へ農地を貸しており、今後も管理が出来ないため申し出をして、譲受人へ所有する畑を売買するものであります。

譲受人はニンニク、ピーマン、大豆などを栽培するそうです。

4番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人へ贈与するものであります。譲受人は引き続き耕作するそうです。

5番も、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人へ贈与するものであります。譲受人は引き続き耕作するそうです。

6番も、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢のため、所有する農地を譲受人へ贈与するものであります。譲受人は引き続き耕作するそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（休憩）

議長（岩井） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 16 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の 5 ページ議案 16 号と参考資料の 25 ページをご覧ください。

今月の農地法第 4 条許可申請は 1 議案 2 件です。

1 番の農地の所在は字正場沢の畑が 3 筆、面積は合計●●㎡の内●●㎡になります。地目は畑、転用目的は宅地、道路となります。農地区分は第 3 種農地となります。

2 番の農地の所在は大字切谷内字佐野の畑が 1 筆、地目は畑、面積は●●㎡で、転用目的は住宅と農業用倉庫の建築です。

農地区分は第 1 種農地と判断いたします。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査員を代表して竹原誠委員から調査結果の報告をお願いします。

竹原誠調査員 農地法第 4 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の 5 ページ議案第 16 号と参考資料の 25 ページをご覧ください。3 条申請と同じく 8 月 2 日に現地調査を行いました。

1 番は、二世帯住宅での生活を行うことになり、以前からの住居が手狭になったことや老朽化のため、自己住宅用の住居を新築するため宅地に転用する計画です。申請地は、都市計画内の第一種住居地域内で、平成 1 年に申請人が転用許可を受けないまま建築していたため、許可申請をするものです、県知事宛の始末書を添付しております。

周囲の状況は、東側畑は一段高い位置にあり日照問題はなく、北、南、西側は山林や住宅で、家庭用排水は下水道により処理する予定であるため、周囲に影響がないことを確認しております。

2 番は、長男夫婦と同居することになり、現在の住居が手狭になるため、住居及び倉庫を建築するため宅地に転用する計画です。周囲の状況は、北側は宅地で東、南側は自己所有の畑、西側は畑となっており、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

19番（中川原） 2番ですが、第1種農地という説明でございました。
これは、許可基準の特例の中で特例になるかどうか、条項をお知らせ下さい。

事務局（黒沢） 第1種農地で集落接続に該当します。

議長（岩井） よろしいでしょうか。その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長（岩井） 次に、議案17号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の6ページ、議案17号と参考資料の55ページをご覧ください。
今月の農地法第5条許可後の事業計画変更申請は1議案1件です。農地の所在は字下タノ沢頭の畑で面積は●●㎡、転用目的は宅地です。この農地は昭和44年11月に5条許可を受けていましたが、計画どおり進捗しておらず、今、別の人がこの農地を利用するための計画変更となります。農地区分は第3種農地となります。
以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査員を代表して鳥谷部孝雄委員

から調査結果の報告をお願いします。

鳥谷部孝雄調査員 農地法第5条の許可後の事業計画変更申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の6ページ議案第17号と参考資料の55ページをご覧ください。

3・4条の申請と同じく8月2日に調査を行いました。

1番の申請は、昭和44年11月に許可を受けた転用事業計画の変更です。自己住宅建築のために転用許可を受けた直後、転勤により五戸町を離れることになり、昭和62年に再び五戸町に戻り住宅を建築するため準備を進めていたところ、配偶者の家庭の事情により配偶者の実家の近くに住宅を建築することになり、断念したものです。今回の計画変更承認申請は、転用事業者は事業が遂行できなくなりましたが、承継者が住宅を建築して宅地として利用するものです。申請地の周囲は住宅で、公衆衛生に支障のないよう処置し、生活排水は公共下水道に接続することとしており、周辺に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり承認することとして県知事に意見を送付いたします。

議長（岩井） 次に、議案18号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の7ページ議案第18号と参考資料の55ページをご覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は、1議案1件です。
この案件は、先ほど議案第17号の計画変更申請に係る転用許可申請ということになり、添付資料も同じものを使わせていただきます。
農地の所在は字下タノ沢頭の畑が1筆、面積は●●㎡、転用目的は宅地、農地区分は第3種農地となります。
以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査員を代表して鳥谷部孝雄委員から調査結果の報告をお願いします。

鳥谷部孝雄調査員 農地法第5条の許可申請に係る現地調査結果を報告します。

議案書の7ページ議案第18号と参考資料の55ページをご覧ください。
8月2日に現地調査を行いました。

1番は、現在の借家住まいを解消し、譲渡人から当該地を買い受け、自己住宅を建築するため宅地にする計画です。申請地は都市計画内の第一種住居地域内で、公衆衛生に支障がないよう処置し、家庭排水は下水道により処理する計画で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々ありがとうございました。指定席にお戻り下さい。

議長（岩井） 次に、議案 19 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の 8 ページ議案第 19 号をご覧ください。

五戸町長より、令和元年 7 月 25 日付け五農林第 174 号で農用地利用集積計画の決定を求められております。

1 議案 6 件で、合計面積は●●㎡です。

1 番の農地の所在は、大字倉石又重字中崎の畑が 1 筆、面積は●●㎡で、再設定で 1 年間の賃貸借となります。

2 番の農地の所在は、字蛭川村の田が 2 筆、面積は合計●●㎡で、新規で 5 年間の賃貸借となります。

3 番の農地の所在は、大字倉石中市字津久志森の田が 2 筆、面積は合計●●㎡で、再設定で 5 年間の賃貸借となります。

4 番の農地の所在は、字西ノ沢の畑が 1 筆、面積は●●㎡で、再設定で 10 年間の賃貸借となります。

5 番の 1 農地の所在は、字蛭川村の田が 1 筆と畑が 1 筆、面積は合計●●㎡で、新規で 10 年間の賃貸借となります。

5 番の 2 農地の所在は、大字豊間内字熊戸前の田が 1 筆、面積は●●㎡で、新規で 10 年間の使用貸借となります。

6 番は先ほど報告第 3 号でご説明いたしました、あっせんによる所有権移動になります。農地の所在は、大字切谷内字大久木沢の畑が 1 筆、面積は●●㎡です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番（竹原） 3 番の件ですが、利用目的で現況が田んぼで、確かこの方は新規就農だと思うのですが、機械なんか揃っているのですか。

事務局（黒沢） 主な農機具の状況として、トラクター、管理機、ハウス等が挙げられております。

8 番（竹原） 水田を付けるということは、誰かから田植えをしてもらうということかな。

トラクターは持っているが田植機を持っていないのか。その辺は聞かなかったか。

事務局（黒沢） そこまでは確認していません。

8 番（竹原） いいです。新規就農者なのか。

事務局（黒沢） 3番については再設定です。平成27年の4月に申し込んでいることになっています。

8 番（竹原） わかりました。

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第19号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第20号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の11ページ議案第20号と参考資料の71ページをご覧下さい。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1番の大字手倉橋字長久保の畑2筆について、令和元年7月23日に所有者の息子さんから、畑に行く道路が隣地の所有者の私道でありまして、何年も前から止められているということです。

畑に行けないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難であるとの申し出がありました。

また、大字手倉橋字上姥沢の田1筆、畑1筆については、20年以上耕作しておらず自然荒廃しており、農地に復元することが困難であるため非農地としたいとの申し出があったものです。

8月2日の調査会で確認した結果、農地法の運用について第4の

(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。4筆合計●●㎡でございます。
以上です。

議 長 (岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (岩井) それでは採決いたします。議案第20号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 (岩井) 全員賛成ですので、議案第20号は、非農地と判断することに決定いたしました。

議 長 (岩井) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、令和元年第4回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和元年8月9日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員